(趣旨)

第1条 この要綱は、文化財保護制度(指定・登録)とは異なり、市民の思い出や生活の 一風景などに関する地域の文化芸術活動を新潟市民文化遺産(以下「文化遺産」という。) として認定し、地域の文化的な遺産の認知度向上と後世へ継承する活動を支援すること により、地域の活性化を図ることを目的とする。

(対象)

- 第2条 地域に残る文化的遺産が、その生い立ちにおいて本市又は地域にとって重要であり、また生活の一部として継承されてきている以下の遺産を対象とする。
 - (1) 有形文化遺産 建築物など、その技法や建造等に至る歴史的背景が貴重であり、地域の特色として 認められている有形の地域遺産
 - (2) 無形文化遺産 古くから伝えられてきた芸能や風俗習慣などの生活文化や、地域又は本市を象徴す る無形の地域遺産

(公募)

- 第3条 本市又は地域づくりの活性化のために継承すべき地域の宝を市民等から公募する。 (認定基準)
- 第4条 文化遺産とは、次に揚げる要件のいずれかに該当する市内の有形の地域遺産及び 無形の地域遺産(以下「地域遺産等」という。)であって、市が認定したものをいう。
- (1) 郷土の歴史や文化を象徴しているもの
- (2) 世代を超えて地域で受け継がれ、今後も保存すべき貴重なもの
- (3) 地域の生活文化の特色を示しているもの
- (4) 地域の伝統行事として親しまれ、今後も地域の活性化のために欠かせないもの
- (5) 本市の文化遺産として国内外に発信することで、文化創造都市づくりに寄与するもの
- (6) 上記(1)から(5)に該当しないが、本市の財産として保存・継承していくことが特に必要と認められるもの

(申請)

- 第5条 文化遺産に推薦しようとする者(以下「推薦者」という。)は、別記様式第1号(認定推薦書)により、市長に推薦書を提出するものとする。
- 2 個人等で所有されている地域遺産等を推薦する場合,推薦者は別記様式第2号により, 事前に所有者等の同意を得なければならない。

(認定)

- 第6条 市長は、前項の規定により推薦された地域遺産等が、第4条各号に揚げるいずれ かの要件に該当すると認めるときは、当該地域遺産等を文化遺産として認定するものと する。
- 2 市長は、認定の可否について、推薦者及び所有者等に対して別記様式第3号(認定通知書)により通知するものとする。

(公表)

第7条 認定された文化遺産は、本市のホームページ等で、広く市内外に周知するものと する。 (所有者等の変更)

第8条 認定された文化遺産の所有者等を変更した場合は,別記様式第4号(変更届出書) により,速やかに届け出を行うものとする。

(認定の解除)

- 第9条 市長は、文化資産が認定基準を満たさなくなったとき、又は所有者等からの申し 出があったとき、その他特別な事由があった場合は、認定を取り消すことができる。
- 2 前項により、認定を取り消した場合は、別記様式第5号(取消通知書)により通知するものとする。

(新潟市民文化遺産認定調査評価委員会)

- 第10条 地域文化遺産の調査及び認定を行うにあたり、学識経験のある者、伝統文化を 継承する活動団体等から意見を聴取することを目的に、新潟市民文化遺産認定調査評価 委員会(以下「委員会」という。)を開催する。
- 2 委員会は、前項の規定による調査の内容及び結果に関し、意見を述べる。
- 3 委員会には、専門的見識を持つアドバイザーを配置することができる。

(組織等)

- 第11条 委員会は、委員6人以内で構成する。
- 2 委員は、次に揚げる者のうちから構成する。
- (1) 学識経験を有する者
- (2) 伝統文化を継承する活動団体の者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第12条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第13条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選任する。
- 2 委員長は、会議の進行を行う。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第14条 委員会の庶務は、文化政策課において処理する。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成25年9月19日から施行する。

新潟市長 様

推薦団体住所団体名代表者名

印

連絡先

新潟市民文化遺産認定推薦書

新潟市民文化遺産の認定について,新潟市民文化遺産制度実施要綱第5条第1項の規定により,次のとおり推薦します。

フリガナ	
名 称	
所 在 地	
規 模 等	
種 別	1 有形文化遺産
どちらかに○印をつけてください	2 無形文化遺産
推薦理由	
保存・継承の計画	
活用の計画	
	(1) 団体の会則又は規約
	(2) 現況を示す写真
添付書類	(3) 概要,沿革又は由来に関する書類
	(4) 位置図
	(5) その他参考となる書類

年	月	日
---	---	---

推薦団体名		
代表者名		
	様	

同意書

私の所有(占有)する物件を,新潟市民文化遺産として推薦することに同意します。

- 1 物件の名称
- 2 所在地

所有(占有)者 住所

氏名 印

様

新潟市長

新潟市民文化遺産認定通知書

年 月 日付けで から推薦のあった,あなたの所有(占有)する物件について,次のとおり新潟市民文化遺産として認定されましたので,新潟市民文化遺産制度実施要綱第6条第2項の規定により,通知します。

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 認定証の交付団体及び代表者名
- 4 認定番号

新潟市長 様

届出者

住所

氏名

EI

新潟市民文化遺産所有者等変更届出書

新潟市民文化遺産の所有者等の変更を行ったので、新潟市民文化遺産制度実施要綱第8条の規定により、次のとおり届出します。

- 1 遺産の名称
- 2 認定番号
- 3 旧所有者の氏名又は名称及び所在地
- 4 新所有者の氏名又は名称及び所在地
- 5 変更等の年月日
- 6 変更等の理由
- 7 その他

様

新潟市長

新潟市民文化遺産認定取消通知書

次のとおり、新潟市民文化遺産としての認定を取り消しましたので、新潟市民文化遺産制度実施要綱第9条の規定により通知します。

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 認定番号
- 4 取消年月日
- 5 取消理由